

会議案第 2 号

令和 6 年 3 月 1 2 日

士幌町議会議長 河 口 和 吉 様

提案者 士幌町議会議員 大 西 米 明

賛成者 士幌町議会議員 曾 我 弘 美

賛成者 士幌町議会議員 森 本 真 隆

賛成者 士幌町議会議員 矢 坂 賢 哉

賛成者 士幌町議会議員 中 村 貢

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案の
提出について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び士幌町議会会議規則第 14 条の規定に
より提出します。

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成 20 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 4 項を加える。

- 2 士幌町議会の会議等（定例会及び臨時会の会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）を議員が連続して欠席した期間（次に掲げる事由により欠席した期間を除く。以下「欠席期間」という。）が 90 日以上となった場合における欠席期間が 90 日以上となった日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までのその議員の議員報酬月額は、前項の規定にかかわらず、同項に掲げる月額から、当該月額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とする。
 - （1）北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害
 - （2）議員本人の出産（出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内に限る。）
 - （3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。
 - （4）その他議長が特に認めた事由
- 3 議員（第 5 条第 5 項又は第 6 項の規定により届け出た者を除く。）は、欠席期間が 90 日以上となった場合は、その旨を議長に届け出るものとする。当該欠席期間が終了した場合も、同様とする。
- 4 前項の場合において、届け出る議員が議長であるときは、副議長にその旨を届け出るものとする。
- 5 第 2 項又は第 5 条第 3 項における欠席期間の算定は、議員の任期ごとに行うものとする。

第 4 条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、基準日前 12 箇月において欠席期間が 3 箇月以上である者については、同項の規定により算出した期末手当の額から、100 分の 30 を同項の規定により算出した期末手当の額に乗じて得た額を減じた額を支給するものとする。

第 5 条に次の 2 項を加える。

- 5 議員（第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により届け出た者を除く。）は、基準日前 12 箇月において、欠席期間が 3 箇月以上となった場合は、その旨を議長に届け出るものとする。当該欠席期間が終了した場合も、同様とする。
- 6 前項の場合において、届け出る議員が議長であるときは、副議長にその旨を届け出るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

議員が疾病による療養等の理由により長期欠席することとなった場合等において、議員報酬等の支給を減額するため、条例を改正するものである。

(会議案第 2 号)

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案の要旨	
目 的	議員報酬は、地方自治法第 203 条の規定に基づき、一定の役務の対価として与えられる給付であるとされており、「士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例」により議員報酬、期末手当等の額並びに支給方法が定められていますが、議員が町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給については、法令や条例等での規定がないため、町議会の会議を長期欠席した場合、議員報酬及び期末手当を減額するため条例を改正するものです。
概 要	1 改正点 (1) 士幌町議会の会議等を議員が連続して欠席した期間が 90 日以上となった日の翌月（月の初日である場合は、その月）から長期欠席後に最初に会議等に出席した日の属する月（月の初日である場合は、前月）まで、議員報酬の減額割合を 100 分の 50 とします。 【減額の適用除外】 ①公務上の災害 ②議員本人の出産 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 1 項に規定する患者または無症状病原体保有者となった場合 ④その他議長が認める場合 (2) 基準日（12 月 1 日）前の 12 箇月において欠席期間が 3 箇月以上である場合、期末手当の減額割合を 100 分の 30 とします。 2 施行期日 この条例は、公布の日から施行します。

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）新旧対照表

改正案	現 行
(議員報酬の額) 第2条 (略) <u>2 士幌町議会の会議等（定例会及び臨時会の会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）を議員が連続して欠席した期間（次に掲げる事由により欠席した期間を除く。以下「欠席期間」という。）が90日以上となった場合における欠席期間が90日以上となった日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までのその議員の議員報酬月額は、前項の規定にかかわらず、同項に掲げる月額から、当該月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。</u> <u>(1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害</u> <u>(2) 議員本人の出産（出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内に限る。）</u> <u>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。</u> <u>(4) その他議長が特に認めた事由</u> <u>3 議員（第5条第5項又は第6項の規定により届け出た者を除く。）は、欠席期間が90日以上となった場合は、その旨を議長に届け出るものとする。当該欠席期間が終了した場合も、同様とする。</u> <u>4 前項の場合において、届け出る議員が議長であるときは、副議長にその旨を届け出るものとする。</u>	(議員報酬の額) 第2条 (略)

改正案	現 行
<u>5 第2項又は第5条第3項における欠席期間の算定は、議員の任期ごとに行うものとする。</u> (議員報酬の支給方法) 第4条 <u>第2条第1項</u>に規定する議員報酬は、毎月21日に支給する。ただし、この日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で休日でない日を支給日とする。 (期末手当) 第5条 (略) 2 (略) <u>3 前項の規定にかかわらず、基準日前12箇月において欠席期間が3箇月以上である者については、同項の規定により算出した期末手当の額から、100分の30を同項の規定により算出した期末手当の額に乗じて得た額を減じた額を支給するものとする。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 議員(第2条第3項又は第4項の規定により届け出た者を除く。)</u>は、<u>基準日前12箇月において、欠席期間が3箇月以上となった場合は、その旨を議長に届け出るものとする。当該欠席期間が終了した場合も、同様とする。</u> <u>6 前項の場合において、届け出る議員が議長であるときは、副議長にその旨を届け出るものとする。</u>	(議員報酬の支給方法) 第4条 <u>第2条</u>に規定する議員報酬は、毎月21日に支給する。ただし、この日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で休日でない日を支給日とする。 (期末手当) 第5条 (略) 2 (略) <u>3 (略)</u>